

## 【変更内容】

### ① 燃料費調整における燃料費調整単価の算定方法の変更(2023年7月の検針日以降)

2023年7月の検針日以降の期間において使用される電気に適用する燃料費調整に関しまして、燃料費調整単価の算定式を、以下のとおり変更いたします。(下線を付した部分が追加となります。)

なお、以下の算式における平均燃料価格については電気供給約款に定めるとおりとし、基準燃料価格及び基準単価については、それぞれ供給区域ごとに以下表に定めるとおりです。これらの内容に変更はございません。

・1キロワット当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

燃料費調整単価 = (基準燃料価格 - 平均燃料価格) × 基準単価 ÷ 1,000

× 当社が電気供給約款別冊にて定める燃料費調整適用係数

・1キロワット当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × 基準単価 ÷ 1,000

× 当社が電気供給約款別冊にて定める燃料費調整適用係数

供給区域	基準燃料価格	基準単価 (税込)
北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域	37,200 円	0.197 円/kWh
東北電力ネットワーク株式会社の供給区域	31,400 円	0.221 円/kWh
東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域	44,200 円	0.232 円/kWh
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域	45,900 円	0.233 円/kWh
北陸電力送配電株式会社の供給区域	21,900 円	0.161 円/kWh
関西電力送配電株式会社の供給区域	27,100 円	0.165 円/kWh ※1
中国電力ネットワーク株式会社の供給区域	26,000 円	0.245 円/kWh ※2
四国電力送配電株式会社の供給区域	26,000 円	0.196 円/kWh ※3
九州電力送配電株式会社の供給区域	27,400 円	0.136 円/kWh

※1 ただし、1契約につき最初の15キロワット時までは、2.475円を基準単価として適用します。

※2 ただし、1契約につき最初の15キロワット時までは、3.680円を基準単価として適用します。

※3 ただし、1契約につき最初の11キロワット時までは、2.154円を基準単価として適用します。

※2023年7月1日付制定時点における燃料費調整適用係数は、全供給区域で「0.0」といたします。

<燃料費調整適用係数の改定>

当社は、毎月1日時点において、燃料費調整適用係数の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の燃料費調整適用係数により算定する燃料費調整単価の適用を開始するものといたします。

※2023年7月の検針日の前日までの期間において使用される電気に適用する燃料費調整に関しましては、現在のご契約内容のとおりです。

### ② 調達調整費の算定方法等の変更(2023年7月の検針日以降)

2023年7月の検針日以降の期間において使用される電気に適用する調達調整費に関しまして、その内容を以下のとおりといたします。

各契約種別における料金につき、以下(1)に定義する調達単価に応じて、以下に定めるとおり調達調整費の還元または追加請求を行うものといたします。なお、当社は、当社の裁量により、下記の調達調整費(還元)および調達調整費(請求)について、(4)にて定める対応を行うことができるものとします。

(1) 調達単価の定義ならびに還元基準値および追加請求基準値の設定

調達単価	調達調整費の還元	調達調整費の追加請求
一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間に係るエリアプライス(お客さまの供給地点が属する供給区域のもの)の平均値(以下「JEPX エリアプライス平均値」といいます。))に、当社が電気供給約款別冊にて定める調達単価係数ならびに消費税および地方消費税の税率の合計を乗じた数値といたします。なお、端数は小数第3位以下を切り捨てます。	当月の調達単価が、当社が電気供給約款別冊にて定める還元基準値を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める調達調整費(還元)を差し引くものといたします。	当月の調達単価が、当社が電気供給約款別冊にて定める追加請求基準値を上回った場合、各契約種別における料金に、(2)に定める調達調整費(追加請求)を加えるものといたします。

<2023年7月1日付改定時点における調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値>

供給区域	調達単価係数	還元基準値	追加請求基準値
北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域	1.2	9.35 円	13.75 円
東北電力ネットワーク株式会社の供給区域	1.2	4.40 円	8.80 円
東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域	1.2	6.60 円	11.00 円
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域	1.2	5.50 円	9.90 円
北陸電力送配電株式会社の供給区域	1.2	3.30 円	7.70 円
関西電力送配電株式会社の供給区域	1.2	3.85 円	8.25 円
中国電力ネットワーク株式会社の供給区域	1.2	3.30 円	7.70 円
四国電力送配電株式会社の供給区域	1.2	4.40 円	8.80 円
九州電力送配電株式会社の供給区域	1.2	4.40 円	8.80 円

※調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値の改定:

当社は、毎月1日時点において、調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値により算定する調達調整費の適用を開始するものといたします。

(2)調達調整費の算定

調達調整費は以下の算式により算定された金額といたします。なお、調達調整費の端数は、小数第1位以下を四捨五入いたします。

調達調整費(還元)	$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$
調達調整費(追加請求)	$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$

※N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される調達調整費は、N+1月1日からN+1月末日までの期間に係るJEPXエリアプライス平均値に基づき算定した調達単価によって算定するものとします。

(3)調達調整費の請求又は還元時期

N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金(以下、本項において「対象電気料金」といいます。)に適用される調達調整費の還元または請求は、対象電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、調達調整費の還元額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

(4)調達調整費の個別対応

当社は、(3)にかかわらず、当社の裁量により、調達調整費(還元)および調達調整費(請求)について、事前にお客さまに通知することで以下対応を行うことができるものとします。

イ 調達調整費(還元)

(イ) 調達調整費の還元を分割にて行うこと。

なお、分割の回数および1月の料金に対して行う還元額(以下「分割後還元額」といいます。)に係るお客さまへの通知は、当社が適当と判断した方法により行います。なお、分割後還元額が、1月の料金の金額を超過する場合、当該超過分を次回の料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

ロ 調達調整費(請求)

(イ) 調達調整費の請求を分割にて行うこと。

なお、分割の回数および1月の料金に対して行う請求額に係るお客さまへの通知は、当社が適当と判断した方法により行います。

(ロ) (2)に基づき算定した調達調整費の一部または全部を請求しないこと。

なお、調達調整費の金額に係るお客さまへの通知は、当社が適当と判断した方法により行います。

(5)供給契約が終了した場合における調達調整費の取扱い

供給契約が終了する場合、当社は、供給契約が終了した日時点において還元または請求していない調達調整費の合計金額を、(3)及び(4)の定めにかかわらず、最終の基本料金および電力量料金の請求時に一括して還元または請求いたします。

(6)調達調整費の適用除外期間の廃止

供給開始日から3度目の検針日(なお、供給開始日と同日の検針日は1度目に数えません。)の前日までにおいて使用される電気の料金には、調達調整費の適用を行わないものと定めておりましたが、2023年7月の検針日以降の期間において使用される電気に適用する料金以降、当該規定の適用を廃止いたします。

※2023年7月の検針日の前日までの時間において使用される電気に適用する調達調整費に関しましては、現在のご契約内容のとおりです。

### ③延滞利息の額の変更(2023年7月1日以降)

お客さまが料金または工事費等の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。当該延滞利息の額について、【その算定の対象となる料金または工事費等の金額に年14.6パーセントの割合を乗じて算定してえた金額】に変更いたします。

### ④その他の変更(2023年7月1日以降)

前述の③までの事項の他、以下の事項に関する電気供給約款および料金表の改定を行います。

- (1)一般送配電事業者が定める託送供給等約款における需要者に関する事項について、お客さまに遵守いただく旨を明記する規定の追加  
※改定後の電気供給約款6(供給契約の申込み)をご参照ください。
- (2)解約希望日の1ヶ月前までの当社からの通知による供給契約の解約に関する規定の追加  
※改定後の電気供給約款40(解約等)をご参照ください。
- (3)再生可能エネルギー発電促進賦課金について定める関連規定の法令や告示に関する修正等その他の供給契約の実質的な変更を伴わない修正(誤字脱字や条数ズレの修正等)
- (4)その他、2023年7月1日までに当社が必要と判断し、当社が適当と判断する方法によりお客さまに通知する事項